

(証券コード 9110)

平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

**NSユナイテッド海運株式会社**

代表取締役社長 小 晶 徹

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時  
（午前9時15分受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
経団連会館 4階 ダイヤモンドルーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

#### 代理人による議決権行使

代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nsuship.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 業績全般

当期における世界経済は、米国経済の好調に支えられ上向くものと見込まれていましたが、中国経済の減速や資源価格の下落など、景気の下振れリスクが台頭したことで、景気動向が不安定な状況が続きました。

地域別に見ると、米国では、雇用環境の改善が個人消費の伸びにつながり、景気の回復局面が続いたことを受け、連邦準備制度理事会（FRB）が9年半ぶりとなる利上げを実施しました。欧州諸国では、ユーロ安や原油価格の下落等を背景に、堅調な雇用情勢や個人消費に牽引され緩やかに回復しましたが、原油輸出に依存するロシアは、長引く原油安やウクライナ情勢をめぐる経済制裁により経済が著しく悪化しました。中国では、石炭や鉄鋼などの生産・供給過剰を受け、政府による構造調整が進められた影響で景気の下振れ圧力が強まり、経済成長が鈍化しました。我が国においては、政府主導の経済・金融政策により企業収益が改善し、景気は緩やかな回復基調をたどりましたが、終盤は海外経済の減速懸念と円高が重荷となり、息切れ感が強まりました。

外航海運事業につきましては、原油タンカー市況が堅調に推移した一方、ドライバルク市況は極めて低い水準で推移し、厳しい事業環境が続きました。

ドライバルク市況全体は、余剰船腹が解消されない中、中国経済の減速に伴う荷動きの停滞に回復の兆しが見られず、全船型において過去最低の水準で推移しました。ケーブ型撒積船は、世界全体のスクラップ隻数が前年度のペースを上回り船腹量増大に歯止めが掛かったものの、ブラジルで発生したダム決壊事故による鉄鉱石出荷減の影響を受け、中国の輸入鉄鉱石全体に占めるブラジル産比率が低下する代わりに、豪州産の比率が高まったことによるトンマイル（輸送量×距離）の減少や、ヴァーレマックス（40万重量トン型鉄鉱石専用船）の稼働率上昇によるブラジル積みのスポット用船需要の減少により、長期にわたり市況の低迷が続きました。また、パナマックス以下の中小型撒積船市況は、南米積み穀物の輸送需要増により上昇に転じる局面もありましたが、船腹供給過剰の影響を受けて上値を抑えられる展開となりました。

原油タンカー市況は、新造船竣工量は限定的であったうえ、原油価格の下落に伴う需要喚起により荷動きが活発化したことに加え、米国の原油輸出解禁や先高を見越した洋上備蓄の増加により船腹需給がより一層引き締まったこと

から、年度を通して堅調に推移しました。

内航海運事業につきましては、鋼材輸送量は減産の影響により減少したものの、ドライバルク、タンカーともに総じて安定した輸送量を確保しました。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格（C重油）がトン当たり上期約347ドル、下期約243ドル、期中平均で約295ドルと、前期比では約240ドル下落しましたが、当社運航船が積載する燃料油の価格が急落する市場価格に追いつかないまま、B A F（燃料油サーチャージ）付契約による運賃減少等の影響を受け、安価な燃料油の恩恵を十分に享受することが出来ず、当期の収益改善には直結しませんでした。また対米ドル円相場は上期平均122円、下期平均119円33銭、期中平均で120円67銭と前期比12円17銭の円安となりました。

このような事業環境下、当期の連結業績は、売上高1,371億48百万円（前期比13.0%減）、営業利益64億75百万円（前期比31.7%減）、経常利益40億64百万円（前期比60.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は41億10百万円（前期比52.4%減）となりました。

なお、当社グループの事業構成は海上輸送業がほぼ全体を占めており、連結売上高に占める外航海運事業の割合は8割強、内航海運事業の割合は2割弱となっております。

## ② 事業別概況

### <外航海運事業>

ケープ型撒積船（18万重量トン型）市況は、主要5航路平均用船料が年度初めに日額4千ドル台で低迷しましたが、スクラップ隻数の増加により船腹供給が抑えられ、また、ブラジルと豪州の鉄鉱石出荷量が堅調に推移したことで需給が引き締まり、8月には日額2万ドル台まで回復しました。しかしながら、中国の景気減速による荷動きの鈍化やセンチメントの悪化により市況は低迷し、3月には日額2千ドルを下回り過去最低の水準を記録しました。このような環境下、当初の計画を達成することは出来ませんでした。国内外的な積極的な営業活動に努めた結果、主要荷主である新日鐵住金(株)殿向け専用船が新たに竣工したほか、海外顧客向けも含め、複数の短期輸送契約を獲得するなど、市況低迷の影響を軽微にとどめました。

パナマックス型撒積船（7万重量トン型）市況は、新造船の供給圧力や中国の石炭輸入量の大幅な減少などにより、前期を大きく下回る水準で推移しました。太平洋水域の市況は年度初めに日額4千ドル台の低水準で始まり、7月後半にケープ型撒積船市況の上昇とともに若干の反転を見せたものの日額8千ドル台で頭打ちとなり、その後期待された穀物輸送需要期も例年に比べ低調に推移し、アジアでの石炭輸送船スポット需要低迷などにより下降局面に入りました。年明け2月には日額2千ドルを割る歴史的な低水準を記録し、その後も回復の兆しが見られず、年度を通じて船舶コストを大幅に下回る水準で推移し

ました。このような環境下、国内電力・一般産業向けへの積極的営業による安定収益貨物の確保をはじめ、市況動向を睨みながら船隊の水域分散を図るべく大西洋・インド洋水域における積極的な営業展開や継続的な船舶コスト削減、需要を見極めた船隊規模の調整を行うとともに、運航面においては、燃料油価格に見合った航海速力の調整等による運航採算の向上や、低迷する市況の影響を最小限に抑えるべく効率配船に努めましたが、当初の計画を達成することは出来ませんでした。

ハンディー型撒積船（2～5万重量トン型）市況は、例年であれば船腹需要が高まり上昇が見込まれる秋口において市況が大幅に下落し、その後も回復することなく史上最安値を更新するなど、全水域において年間を通じて想定を大きく下回る水準で推移しました。往航主力貨物である北米ガルフ・東岸向け鋼材の荷動きは、原油価格下落に伴う油井用鋼管類貨物の減少に加えて、米国のアンチダンピング措置発動に伴い熱延・冷延類貨物が大幅な減少となりましたが、中米向け数量が増加したことで全体の数量は微減にとどまりました。復航主力貨物である南米西岸積み非鉄鉱石においては、長期契約の比率を維持し、安定的な収益を確保しました。このような環境下、短期用船比率を高めるなど効率配船に努めたものの、特に下期においてフリー船が市況下落の影響を大きく受け、当初の計画を達成することは出来ませんでした。

近海水域における小型船（1.3万重量トン型以下の船型）は、主力の中国向け鋼材輸送では、自動車産業向け輸送は堅調に推移しましたが、家電・OA等その他産業向けは中国経済の減速や現地材起用の影響を受け輸送量が減少しました。このような環境下、燃料油価格下落の効果を享受しつつ、引き続き効率運航の徹底に努めた結果、当初の計画を達成することが出来ました。

V L C C（30万重量トン型タンカー）市況は、O P E Cの減産見送りや非O P E C産油国による原油供給増加などが寄与し、堅調な推移を見せたほか、V L G C（8万<sup>m</sup>型L P G船）市況は、シェールガス革命に伴う米国のL P G輸出増加などがあり、底固く推移しました。このような環境下、当社は所有船を定期用船契約で固定しているため市況上昇の恩恵は享受出来ませんでした。安定的に収益をあげました。

当社シンガポール子会社、NS UNITED TANKER PTE. LTD. におけるケミカルタンカー事業は、注力してきた安全管理の徹底が効果となって表れ、所有船4隻全てにおいて不稼働時間が減少しました。このような環境下、船舶コストは若干計画を超過しましたが、安定運航の徹底に努めることで収益をあげました。

以上の結果、外航海運事業全体としては、売上高は1,133億53百万円（前期比14.5%減）、セグメント利益（営業利益）は50億74百万円（前期比34.3%減）となりました。

### <内航海運事業>

ドライ貨物につきましては、電力関連貨物の輸送は前期並みとなりましたが、鉄鋼関連貨物の輸送は減産の影響を受けて減少し、セメント関連貨物の輸送は東日本大震災の被災地や首都圏での需要は堅調であったものの、全体としては公共工事の減少の影響を受けました。一方で、鉄鋼産業界向け石灰石専用船の新規輸送契約の獲得により、全体の輸送量は前期比で増加しました。このような環境下、徹底した効率配船やコスト削減に努めましたが、鋼材を中心とした鉄鋼関連貨物の荷動きの低迷等が収益を圧迫しました。

タンカーにつきましては、LNG輸送は、暖冬等の影響により需要が低迷する中、瀬戸内海航路では昨年より若干上回る輸送量となりましたが、北海道航路では、前期並みの輸送量にとどまりました。またLPG輸送は、民生用は暖冬や電化・省エネの進展等による需要減、工業用は需要の低位安定等により荷動きは低迷しました。このような環境下、効率配船・効率運航に努めた結果、安定的な収益を確保しました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、売上高は233億92百万円（前期比4.9%減）、セグメント利益（営業利益）は13億94百万円（前期比18.5%減）となりました。

### <その他>

当社グループでは、外航海運事業・内航海運事業の他に、LPG・石油製品の陸運業、情報サービス業等を営んでおり、業績は前期比で悪化しましたが、安定した水準で推移しました。

#### 事業別売上高

事業区分	売上高
外航海運事業	113,353百万円
内航海運事業	23,392百万円
その他の	403百万円

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は247億33百万円で、その主なものは船舶であります。

事業区分	設備投資額
外航海運事業	23,870百万円
内航海運事業	855百万円
その他	7百万円

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額56億59百万円の固定資産売却を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金137億7百万円を金融機関からの借入で調達しております。

当社は主要取引金融機関と総額70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

NSユナイテッド内航海運(株)は、平成27年7月29日付けで上場廃止し、当社を株式交換完全親会社とする株式交換によって、平成27年8月1日付けで当社の完全子会社となりました。

## (8) 対処すべき課題

当社は平成26年5月に中期経営計画『Unite & Full-Ahead! II』を策定し、平成28年度は3ヶ年計画の最終年度を迎え、次年度に向け新中期経営計画の策定作業を進めてまいります。外航海運市況は厳しい水準で推移し、為替・原油価格などの外部環境も先行きが不透明な状況が続いています。現状、中期経営目標に掲げた「平成30年度 連結売上高2,000億円、連結営業利益120億円達成を目標に、ドライバルクを中心とした事業基盤を強化する。」の数値目標の達成は厳しい状況と認識しております。このような状況だからこそ、NSUグループ企業全体の結集により内外航ともに収益向上を図るとともに、大型船舶による資源輸送などの強みを伸ばしプレゼンス向上を図るべく、「新たな発展へのスタート」をスローガンに、下記5つの重点戦略を柱とする実行計画を着実に進め、グループ一丸となり取り組んでまいります。

### ①新日鐵住金(株)グループをはじめとする、国内外の顧客向け輸送サービスの深化・拡充

お客様の輸送ニーズを的確に捉え、船種・船型にとらわれない総合的な輸送サービスの提供を通じ、営業基盤の一層の安定化を図ります。

### ②NSUグループ内の協働・連繋強化による新規商権開拓および獲得

アジアを中心とした新興国関連需要と海上輸送の長期的な構造変化に対応した、本社-営業拠点一体のグローバル戦略を展開し、将来に向けた収益基盤を構築します。

### ③安全・安定運航の徹底

船舶管理能力の強化を通して事故ゼロを目指し、より安全かつ高度な海上輸送サービスをお客様に提供してまいります。

### ④グローバル展開に向けた組織強化と人材育成

効率的な組織運営の徹底により迅速かつ適正な経営を進めるとともに、営業力強化を主眼とする要員計画と人材育成プランを実施し、グローバル戦略をバックアップする組織体制を整えます。

### ⑤財務体質の強化

今後、収益を積み重ねることにより、船舶投資に係る資金調達に伴い悪化したデット・エクイティ・レシオ等経営指標の改善を図ります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	131,379	153,665	157,625	137,148
経 常 利 益(百万円)	2,529	8,920	10,380	4,064
親会社株主に帰属 する当期純利益又は は当期純損失(△) (百万円)	△15,505	10,778	8,626	4,110
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△67.21	46.72	37.40	17.54
総 資 産(百万円)	181,682	224,507	227,663	217,524
純 資 産(百万円)	52,633	64,943	76,481	75,372

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### (10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
NS ユナイテッド内航海運(株)	718百万円	100.00%	内 航 海 運 事 業
NS ユナイテッドタンカー(株)	180百万円	100.00%	内 航 海 運 事 業
NS ユナイテッドマリンサービス(株)	20百万円	100.00%	安全監督・新造船建造監督業
日 邦 マ リ ン (株)	20百万円	100.00%	船 員 派 遣 事 業
NS ユナイテッドビジネス(株)	45百万円	100.00%	経 理 業 務 受 託
NS ユナイテッドシステム(株)	50百万円	100.00%	情報システムの開発・保守業
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	2,000千米ドル	100.00%	外 航 海 運 事 業

(注) NS ユナイテッド内航海運(株)は、平成27年7月29日付で上場廃止し、当社を株式交換完全親会社とする株式交換によって、平成27年8月1日付で当社の完全子会社となりました。



## (11) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	事業内容
外航海運事業	外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
内航海運事業	内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業
その他の	陸運業及び情報システムの開発・保守業

## (12) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

当 社	本 社	海外駐在員事務所	海外法人
	社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号	ロンドン、香港、上海、ベトナム	英国(ロンドン)、米国(ニューヨーク)、中国(香港)、シンガポール(シンガポール)、フィリピン(マニラ)
NSユニテッド内航海運(株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
NSユニテッドタンカー(株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
NSユニテッドマリンサービス(株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
日 邦 マ リ ン (株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
NSユニテッドビジネス(株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
NSユニテッドシステム(株)	本 社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
NS UNITED TANKER PTE. LTD.	本 社：3 ANSON ROAD #07-02 SPRINGLEAF TOWER SINGAPORE		

## (13) 運航船腹の状況 (平成28年3月31日現在)

区 分	隻数	重量トン数 (K/T)	前期末比増減	
			隻数	重量トン数
外航事業運航船腹計	115	11,316,262	9隻減	115,208K/T減
内航事業運航船腹計	80	231,028	5隻減	10,966K/T減
企業集団の運航船腹合計	195	11,547,290	14隻減	126,174K/T減

(14) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外航海運事業	222名	8名減
内航海運事業	368名	7名減
その他	66名	1名減
合計	656名	16名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227名	1名減	39.9歳	15.7年

(15) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	26,438百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,539百万円
三井住友信託銀行株式会社	14,940百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	14,340百万円
農林中央金庫	11,812百万円
株式会社三井住友銀行	11,446百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,834百万円

(16) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、配当性向については概ね25%（連結業績ベース）としています。

また、当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨及び毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### (17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する特記事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 239,706,793株
- (3) 株主数 8,515名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	78,612千株	33.36%
日 本 郵 船 株 式 会 社	43,247千株	18.35%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	10,113千株	4.29%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,989千株	3.39%
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	5,400千株	2.29%
新 健 海 運 股 份 有 限 公 司	5,048千株	2.14%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	5,018千株	2.13%
損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	4,896千株	2.08%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,132千株	1.33%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,594千株	1.10%

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。  
2. 当社は、自己株式を4,023千株所有しておりますが、上記大株主からは除外していません。  
3. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、平成28年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っていません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	小 島 徹	
取締役・専務執行役員	平 松 宏	経理グループ・油送船グループ各担当・I R担当
※取締役・常務執行役員	菅 原 泰	鉄鋼原料グループ担当
※取締役・常務執行役員	三 浦 和 也	安全管理グループ担当・技術職人事・労務事項につき総務グループ担当役員に協力
※取締役・常務執行役員	矢 口 新	石炭グループ担当
※取締役(非常勤)	谷 水 一 雄	新日鐵住金株式会社執行役員
取締役(非常勤)	端 山 真 吾	新日鐵住金株式会社参与物流部長
監査役(常勤)	野 口 政 明	
監査役(非常勤)	坂 本 好 生	
監査役(非常勤)	高 畑 尚 紀	
監査役(非常勤)	三 谷 康 人	

- (注) 1. 取締役谷水一雄氏及び端山真吾氏は社外取締役であります。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は社外監査役であります。なお、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役坂本好生氏は、株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)及び新和海運株式会社(現 当社)において長年金融業務・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役高畑尚紀氏は、日本郵船株式会社において長年経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成27年6月25日開催の第89回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され、就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	166百万円 (-百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	48百万円 (37百万円)
合 計	15名	214百万円

(注) 上記には、平成27年6月25日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の支給額を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(平成28年3月31日現在)

取締役谷水一雄氏は、新日鐵住金株式会社の執行役員、取締役端山真吾氏は、同社の参与物流部長であります。新日鐵住金株式会社は、当社への出資比率が33.36%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。

## ロ. 主な活動状況

	取締役会 (14回開催)	監査役会 (20回開催)
	出 席 回 数	出 席 回 数
取 締 役 谷 水 一 雄	10回	-回
取 締 役 端 山 真 吾	13回	-回
監 査 役 野 口 政 明	14回	20回
監 査 役 高 畑 尚 紀	14回	20回
監 査 役 三 谷 康 人	14回	20回

- (注) 1. 取締役谷水一雄氏及び端山真吾氏は、上記のとおり取締役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
2. 監査役野口政明氏、高畑尚紀氏及び三谷康人氏は、上記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
3. 取締役谷水一雄氏は、平成27年6月25日開催の第89回定時株主総会にて選任され、就任したため、出席回数が少なくなっております。なお就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積り等の算出根拠等を確認するとともに、過年度の実績との比較を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役会における協議を経たうえで、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また以上の場合のほか、監査役会が、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断し、会計監査人の解任または不再任を決定した場合、取締役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分等の内容の概要

#### ①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

#### ②処分の内容

- ・3ヵ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

#### ③処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

(平成27年4月30日開催の取締役会にて平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえた「内部統制基本方針」を決議)

当社は、「NSユニテッド海運グループ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めます。

#### ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。

#### ②当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定を行った上で、適切に保管します。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

#### ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行します。

安全衛生、環境・防災、情報管理、品質管理、財務報告の信頼性等に関する全リスクについては、当該担当部門が規程等を整備し、各部門に周知するとともに、リスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行います。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「緊急対策本部」等を直ちに設置し、必要な対応を行います。

#### ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、執行役員会等の協議を経て、取締役会において執行決定を行います。

取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

#### ⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努め、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制担当役員に報告します。

内部統制委員会は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価します。また、コン

プライアンス委員会は、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、CSR委員会に報告するとともに、重要事項については、取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

内部監査につきましては、内部監査室を設け、代表取締役社長の指揮・命令により会社の内部統制の執行状況を検討・評価し、社長に結果を報告する体制を取っています。

#### ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「NSユニテッド海運グループ企業理念」に基づき、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。

グループ会社は、内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。内部統制委員会は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。

内部統制委員会は、当社グループ全体の内部統制状況を把握・評価するとともに、各部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

##### イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言を行います。

##### ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

##### ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各グループ会社のマネジメントに関する支援を行います。

##### ニ. グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制委員会等に報告します。

#### ⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、内部統制委員会等において報告し、監査役と情報を共有します。



グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または当社関係部門を通じて報告します。当社は、これらの報告をした者に対し、社内規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行いません。内部統制担当部署は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図ります。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。監査役の職務を補助するため、その職務を補助すべき従業員（兼務）を置きます。その職務を補助する業務を行う場合には、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用については、法令及び社内規程に従って、監査役の償還請求に応じます。

### ⑧ 財務報告の適正性確保のための体制

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、社会に対し信頼できる財務情報を提供する重要性を理解し、法令並びに財務報告基本方針及び財務報告に係る内部統制規程等の社内規程に基づき日々の業務を遂行します。

当社の取締役は、有価証券報告書等、その他重要な財務情報については、取締役会で決議を行い、開示する体制になっています。

内部監査室は、業務執行・管理状況のモニタリングを通じ、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に結果報告を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般について

- ・当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し適切に運用しております。
- ・当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会を毎月開催し、経営上の重要な事項の決定を行い、または報告を受けております。
- ・当社は、内部統制委員会規程に基づき、定期的に内部統制委員会を開催し、年間計画を定め、各部門及びグループ会社全体の内部統制状況を把握、評価するとともに、指導・助言を行っております。
- ・当社は、社長直轄の内部監査室を設置しており、当社及び子会社の業務執行が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているか監査し評価と提言を実施しております。

### ② コンプライアンスについて

- ・当社は、「NSユニテッド海運グループ企業理念」を具体的に実現するために、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス周知月間等を実施し、全役員・社員が法令・社内規程・社会倫理規範を遵守して日常の業務執行に当たるよう、意識の向上に努めております。
- ・船舶については、役職員等による訪船活動を行い、乗組員の安全意識の向上に努めております。
- ・当社はコンプライアンス相談窓口を整備し、弁護士を社外相談窓口に起用しております。また社内相談窓口に女性相談員を置き、社員の利便性向上などに努めております。

### ③ リスクマネジメントについて

- ・当社は、リスク管理規程に基づき、事業全般にわたり生じ得るリスクについて、関連部門がリスクの分析やその対応策、リスク項目の見直しを行った上で、取締役会及び執行役員会へリスク項目の管理執行状況の報告を実施しております。

- ・当社は船舶において重大な海難事故が生じた時には、緊急事態対応マニュアルに基づき、社長を本部長とした緊急対策本部を設置して対応する体制を整備しており、定期的に海難事故を想定した訓練を実施しております。

#### ④グループ会社の経営について

- ・当社は、グループ会社の経営状況について、定期的に当社の取締役会及び執行役員会へ報告を実施しており、経営上の重要事項については、取締役会及び執行役員会の決裁を受ける体制を整備しております。

#### ⑤監査役の監査について

- ・当社は、監査役が取締役会のほか執行役員会、各委員会等の重要な会議に出席し、業務執行状況を確認できる体制を整備しております。また総務担当役員は定期的に意見交換を行い、重要な経営事項の報告を実施しております。
- ・当社は、監査役が内部監査室及び内部統制部門と定期的に情報・意見を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ・監査役の職務を補助するための人員を配置しております。

### 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体、及び全ての反社会的な行為には断固たる態度で対決し、これらとのかかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。このことを企業理念に定め、当社グループ役職員全体に周知徹底するとともに、平素より外部専門機関及び法律の専門家との緊密な連携のもと、情報収集に努めており、組織的に対処する体制を整えております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>51,979</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>51,260</b>
現金及び預金	24,205	支払手形及び営業未払金	4,771
受取手形及び営業未収金	12,257	短期借入金	34,116
たな卸資産	3,170	未払金	54
前払費用	2,711	未払法人税等	322
繰延税金資産	1,897	繰延税金負債	155
デリバティブ債権	6,421	繰延税金負債	1,408
その他流動資産	1,339	前受金	1,022
貸倒引当金	△22	賞与引当金	384
<b>固 定 資 産</b>	<b>165,545</b>	役員賞与引当金	46
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>154,824</b>	デリバティブ債務	7,124
船	141,665	その他流動負債	1,858
建物	538	<b>固 定 負 債</b>	<b>90,893</b>
土地	788	長期借入金	87,703
建設仮勘定	11,642	繰延税金負債	379
その他有形固定資産	191	特別修繕引当金	2,419
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,793</b>	退職給付に係る負債	341
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,928</b>	その他固定負債	52
投資有価証券	4,588	<b>負 債 合 計</b>	<b>142,153</b>
長期貸付金	71	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	1,566	<b>株 主 資 本</b>	<b>74,650</b>
退職給付に係る資産	1,071	資本金	10,300
その他長期資産	632	資本剰余金	17,181
貸倒引当金	△1	利益剰余金	48,160
<b>資 産 合 計</b>	<b>217,524</b>	自己株式	△991
		その他の包括利益累計額	702
		その他有価証券評価差額金	△10
		繰延ヘッジ損益	△196
		為替換算調整勘定	651
		退職給付に係る調整累計額	258
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>19</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>75,372</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>217,524</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		137,148
海運業収益及びその他の営業収益		
売 上 原 価		124,502
海運業費用及びその他の営業費用		
売 上 総 利 益		12,646
一 般 管 理 費		6,172
営 業 利 益		6,475
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	125	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2	
受 取 補 償 金	126	
そ の 他 営 業 外 収 益	107	421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,703	
為 替 差 損	1,016	
そ の 他 営 業 外 費 用	113	2,832
経 常 利 益		4,064
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	193	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
用 船 解 約 金	284	481
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	139	
特 別 退 職 金	62	201
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,343
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	567	
法 人 税 等 調 整 額	△307	260
当 期 純 利 益		4,083
非支配株主に帰属する当期純損失		△27
親会社株主に帰属する当期純利益		4,110

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,300	13,429	46,127	△27	69,829
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,076		△2,076
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 純 利 益			4,110		4,110
自 己 株 式 の 取 得				△964	△964
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株 式 交 換 に よ る 増 加		3,748			3,748
連 結 範 囲 の 変 動			△1		△1
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		3			3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	－	3,751	2,033	△963	4,821
当 期 末 残 高	10,300	17,181	48,160	△991	74,650

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当 期 首 残 高	690	2,758	168	268	3,885	2,768	76,481
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,076
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 純 利 益							4,110
自 己 株 式 の 取 得							△964
自 己 株 式 の 処 分							0
株 式 交 換 に よ る 増 加							3,748
連 結 範 囲 の 変 動							△1
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動							3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△700	△2,954	483	△11	△3,182	△2,748	△5,930
当 期 変 動 額 合 計	△700	△2,954	483	△11	△3,182	△2,748	△1,110
当 期 末 残 高	△10	△196	651	258	702	19	75,372

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 53社
- ・主要な連結子会社の名称 NSユニテッド内航海運㈱  
NSユニテッドタンカー㈱  
当連結会計年度より、重要性が増したLINDEN LINE S. A.、KERRIA LINE S. A.、MAYFLOWER LINE S. A.及び新規に設立したPANSY LINE S. A.の4社を連結の範囲に含めております。また、LOTUS LAND SHIPPING S. A.は解散したため、連結の範囲から除外しております。

##### 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ㈱インターナショナルマリンコンサルティング
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### 持分法を適用した非連結子会社等の状況

- ・持分法適用の非連結子会社等の数 3社
- ・会社の名称 NS UNITED SHIPPING (U. K.) LTD.  
NS UNITED SHIPPING (U. S. A.) INC.  
NS UNITED SHIPPING (H. K.) CO., LTD.

##### 持分法を適用していない非連結子会社等の状況

- ・主要な会社の名称 ㈱インターナショナルマリンコンサルティング  
新昌船舶㈱
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるので持分法の適用範囲から除外しております。

##### 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は決算日が連結決算日と異なっておりますが、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NS UNITED TANKER PTE. LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 船舶  
(リース資産を除く)

主として定額法を採用しておりますが、一部の船舶について定率法を採用しております。なお、主要なものの耐用年数は13年から20年です。

建物 (附属設備を除く)

主として定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。
特別修繕引当金	船舶の特別修繕（定期検査）に備えるため設定し、定期検査費用実績等に基づき算定し計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

#### ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は、主として航海日割基準を採用しております。

### ⑥ 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップの円貨額に換算しております。また、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。



⑦ 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、金利スワップ取引の一部については特例処理に、通貨スワップについては振当処理によっております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶の建造に係る借入金の支払利息のうち、竣工迄の期間に対応するものは、取得価額に算入しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益は57百万円、税金等調整前当期純利益は1,305百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が1,248百万円増加しております。

### 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループが所有する船舶のうち、国際海事機関が新たに基準化したバラスタタンク等塗装性能基準を最も早く適用した船舶が最初の間接検査を迎えるに当り当該基準が目的とする防食性能の向上を検証したところ、想定通りの性能が確認され、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込まれることが判明しました。

これを受けて、当連結会計年度において中期経営計画の前提となる船舶の使用方針を見直し、当該基準適用船のうち、長期の輸送契約等に従事することが保証されている船舶を除き、撒積船の耐用年数を従来の15年から20年に、タンカーの耐用年数を従来の13年から20年にそれぞれ変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,105百万円増加しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

船舶	128,096百万円
----	------------

上記の担保に係る債務

短期借入金	28,973百万円
-------	-----------

長期借入金	77,504百万円
-------	-----------

計	106,477百万円
---	------------

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

86,270百万円
-----------

#### (3) 偶発債務

保証債務

<債務者>	<被保証債務の内容>	<保証金額>
新昌船舶㈱	設備資金借入金	13百万円

#### (4) たな卸資産

たな卸資産の内訳

原材料及び貯蔵品	3,170百万円
----------	----------

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数、並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
発行済株式数				
普通株式	230,764	8,942	—	239,707
自己株式				
普通株式(注)	91	3,933	1	4,023

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は当社とN Sユニテッド内航海運株式会社との株式交換によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り5千株及び取締役会決議に基づく取得3,928千株による増加であります。

3. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

4. 千株未満を四捨五入して表示しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,076	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの平成28年6月28日開催の第90回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 943百万円
- ・ 1株当たり配当額 4.00円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月29日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等による他、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については金融機関からの借入によっております。

営業債権である受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクは、その回収状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は、格付の高い企業のコーポレート紙及び短期の譲渡性預金であります。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金や借入金に係る流動性リスクについては、当社グループ各社が月次の資金計画を作成する等の方法により管理しております。借入金は、設備投資のための長期資金調達が主であり、変動金利の長期借入金の多くについて、金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、外貨建借入金については、通貨スワップ取引により為替相場変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、金利スワップ取引、通貨スワップ取引の他、当社グループの外航海運事業を主たる事業としている各社において営業収入・支出の大部分を占める外貨建て取引に係る為替相場変動リスクを回避するために為替予約等を、船舶の運航に係る燃料油価格の変動リスクを回避するために燃料油スワップ取引を行っております。

デリバティブ取引は、当社グループ各社が、「経理規程」等の内部管理規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを極力回避するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
①現金及び預金	24,205	24,205	—
②受取手形及び営業未収金	12,257	12,257	—
③投資有価証券	2,737	2,737	—
④支払手形及び営業未払金	(4,771)	(4,771)	—
⑤短期借入金	(650)	(650)	—
⑥長期借入金	(121,169)	(121,412)	(243)
⑦デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(703)	445	1,148

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び営業未払金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、「⑥短期借入金」には一年以内返済予定長期借入金は含まれておりません。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、「⑥長期借入金」には一年以内返済予定長期借入金が含まれております。

#### ⑦デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：原則的処理方法によるもののほか、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものも含まれております。

なお、デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,852百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	319円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円54銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 9. 企業結合・事業分離に関する注記

当社は、平成27年5月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NSユナイテッド内航海運株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、NSユナイテッド内航海運株式会社については、平成27年6月25日開催の定時株主総会において承認可決され、平成27年8月1日をもって効力が発生しました。

##### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

	企業の名称	事業の内容
株式交換完全親会社	NSユナイテッド海運株式会社	外航海運事業
株式交換完全子会社	NSユナイテッド内航海運株式会社	内航海運事業

##### (2) 企業結合日

平成27年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、NSユナイテッド内航海運株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ会社間の連携を強化し、外航・内航一体化したサービスを展開するための事業戦略策定および意思決定を迅速に行い、経営の効率性、柔軟性、機動性を一段と高め、企業グループの更なる価値向上を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 当社普通株式 2,504百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

NSユナイテッド内航海運株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式2.15株を割当て交付しました。但し、当社が保有するNSユナイテッド内航海運株式会社の普通株式6,613,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及びNSユナイテッド内航海運株式会社は、株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関としてみずほ証券株式会社を、また、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所を、一方、NSユナイテッド内航海運株式会社は、第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティングを、また、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所をそれぞれ選定しました。

当社及びNSユナイテッド内航海運株式会社は、両社が選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書及び法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねた結果、株式交換比率は妥当なものであるとの判断に至りました。

(3) 交付した株式数

8,942,393株

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,576</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,860</b>
現金及び預金	16,522	海運業未払金	3,268
海運業未収金	7,689	短期借入金	8,451
関係会社短期貸付金	16,236	未払金	36
立替金	319	未払費用	109
たな卸資産	2,365	未払法人税等	12
前払費用	2,070	前受金	987
代理店債権	257	預り金	5,448
未収消費税等	194	代理店債務	980
繰延税金資産	566	賞与引当金	204
その他流動資産	382	役員賞与引当金	13
貸倒引当金	△22	その他流動負債	353
<b>固 定 資 産</b>	<b>59,716</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>26,270</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,034</b>	長期借入金	20,097
船	6,692	退職給付引当金	179
建物	460	関係会社用船契約損失引当金	5,939
土地	702	その他固定負債	54
建設仮勘定	1,104	<b>負 債 合 計</b>	<b>46,130</b>
その他有形固定資産	76	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,724</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>60,374</b>
契約関連無形資産	2,375	資 本 金	10,300
その他無形固定資産	348	資 本 剩 余 金	15,933
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>47,959</b>	資 本 準 備 金	2,524
投資有価証券	1,257	その他資本剰余金	13,409
関係会社株式	5,223	<b>利 益 剩 余 金</b>	<b>35,132</b>
出資金	0	利 益 準 備 金	2,105
長期貸付金	57	その他利益剰余金	33,027
関係会社長期貸付金	39,546	圧縮記帳積立金	9
前払年金費用	512	別 途 積 立 金	18,000
繰延税金資産	887	繰越利益剰余金	15,018
その他長期資産	477	<b>自 己 株 式</b>	<b>△991</b>
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	△212
<b>資 産 合 計</b>	<b>106,293</b>	その他有価証券評価差額金	△16
		繰延ヘッジ損益	△196
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>60,162</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>106,293</b>



# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
海 運 業 収 益		
運賃	101,651	
貸船料	9,486	
その他海運業収益	989	112,126
海 運 業 費 用		
運航費	41,441	
船費	1,353	
借船料	60,836	
その他海運業費用	2,071	105,701
海運業利益		6,425
一 般 管 理 費		3,794
営 業 利 益		2,631
営 業 外 収 益		
受取利息	494	
受取配当金	284	
受取補償金	126	
その他営業外収益	113	1,017
営 業 外 費 用		
支払利息	300	
為替差損	971	
その他営業外費用	28	1,299
経 常 利 益		2,349
特 別 利 益		
用船解約金	284	284
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	139	139
税 引 前 当 期 純 利 益		2,494
法人税、住民税及び事業税	37	
法人税等調整額	△205	△168
当 期 純 利 益		2,662

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,300	20	13,409	13,429	1,897	10	18,000	14,639	34,546	△27	58,248	
当期変動額												
剰余金の配当					208			△2,284	△2,076		△2,076	
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	－		－	
当期純利益								2,662	2,662		2,662	
自己株式の取得										△964	△964	
自己株式の処分			△0	△0						0	0	
株式交換による増加		2,504		2,504							2,504	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											－	
当期変動額合計	－	2,504	△0	2,504	208	△1	－	379	586	△963	2,126	
当期末残高	10,300	2,524	13,409	15,933	2,105	9	18,000	15,018	35,132	△991	60,374	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 差 額	換 算 差 額	
当期首残高	578	△369		210	58,458
当期変動額					
剰余金の配当					△2,076
圧縮記帳積立金の取崩					－
当期純利益					2,662
自己株式の取得					△964
自己株式の処分					0
株式交換による増加					2,504
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△595	173		△421	△421
当期変動額合計	△595	173		△421	1,705
当期末残高	△16	△196		△212	60,162

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

船舶 定額法を採用しております。  
建物（附属設備を除く）

主として定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

#### (3) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップの円貨額に換算しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に充てるため設定し、支給見込額に基づき計上しております。

## 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

## 関係会社用船契約損失引当金

関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は、航海日割基準を採用しております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用し、通貨スワップについては振当処理によっております。

### (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社グループが所有する船舶のうち、国際海事機関が新たに基準化したバラスタタンク等塗装性能基準を最も早く適用した船舶が最初の中間検査を迎えるに当り当該基準が目的とする防食性能の向上を検証したところ、想定通りの性能が確認され、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込まれることが判明しました。

これを受けて、当事業年度において中期経営計画の前提となる船舶の使用方針を見直し、当該基準適用船のうち、長期の輸送契約等に従事することが保証されている船舶を除き、撒積船の耐用年数を従来の15年から20年に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ139百万円増加しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

船舶	6,035百万円
----	----------

上記の担保に係る債務

短期借入金	442百万円
-------	--------

長期借入金	3,502百万円
-------	----------

計	3,944百万円
---	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,942百万円
--------------------	----------

(3) 偶発債務

保証債務

〈債務者〉	〈被保証債務の内容〉	〈保証金額〉
ZEPHYROS LINE S. A.	設備資金借入金	10,357百万円
XANADU MARITIME S. A.	設備資金借入金	7,314百万円
MAREA BUENA S. A.	設備資金借入金	7,127百万円
RAINBOW QUEST SHIPPING S. A.	設備資金借入金	5,658百万円
BOND LINE S. A.	設備資金借入金	4,496百万円
SALVIA MARITIME S. A.	設備資金借入金	4,489百万円
KERRIA LINE S. A.	設備資金借入金	4,395百万円
ACACIA LINE S. A.	設備資金借入金	4,250百万円
NARCISSUS MARITIME S. A.	設備資金借入金	3,150百万円
ORCHIDEA MARITIME S. A.	設備資金借入金	3,100百万円
N S ユナイテッドタンカー㈱	設備資金借入金	1,828百万円
NEW GRACE MARITIME S. A.	設備資金借入金	1,752百万円
中央海運㈱	設備資金借入金	1,281百万円
CAMOMILE MARITIME S. A.	設備資金借入金	962百万円
JASPER LINE S. A.	設備資金借入金	452百万円
新昌船舶㈱	設備資金借入金	13百万円
	計	60,624百万円

保証予約

〈債務者〉	〈被保証債務の内容〉	〈保証金額〉
HOSEI SHIPPING S. A.	設備資金借入金	25,627百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	19,949百万円
② 短期金銭債務	6,190百万円
③ 長期金銭債権	39,546百万円
④ 長期金銭債務	53百万円

(5) たな卸資産

たな卸資産の内訳	
原材料及び貯蔵品	2,365百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

### ① 営業取引による取引高

営業収益 64,030百万円

営業費用 28,671百万円

(注) 営業収益には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上されております。また、商社等を経由したものが含まれております。

### ② 営業取引以外の取引高

780百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	91	3,933	1	4,023

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り5千株及び取締役会決議に基づく取得3,928千株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 千株未満を四捨五入して表示しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：百万円)
賞与引当金		59
子会社整理損		606
特定外国子会社留保金		2,015
退職給付引当金		51
繰延ヘッジ損益		94
用船解約金		897
繰越欠損金		299
関係会社用船契約損失引当金		1,697
投資有価証券評価損		40
関係会社株式評価損		311
その他		262
繰延税金資産小計		6,331
評価性引当額		△4,579
繰延税金資産合計		1,753
繰延税金負債		
前払年金費用		147
その他有価証券評価差額金		30
合併受入資産(船舶)評価益		56
長期外貨建貸付金期末評価替		49
その他		19
繰延税金負債合計		300
繰延税金資産の純額		1,452

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した29.43%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.79%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、28.55%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は42百万円、繰延ヘッジ損益が2百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が41百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円それぞれ増加しております。



## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合	関係内容	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	新日鐵住金㈱	東京都 千代田区	419,524	鉄鋼の製 造販売等	〔被所有〕 直接 33.40%	鉄鋼原料及び 製品の輸送 役員の兼任 役員の転籍	(営業取引) 鉄鋼原料及 び製品の輸 送	61,802	営業未 収金	3,687
									営業未 払金	57

(注) 1. 運賃、その他の取引条件は、市場価格、当社の原価を勘案して、上記会社と交渉の上、決定しております。

2. 取引金額には賃積船の運賃が含まれており、運賃は航海完了基準で計上しております。また、商社等を経由したものが含まれております。

3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

### (2) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合	関係内容	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NS ユナイテッドタンカー㈱	東京都 千代田区	百万円 180	ケミカル貨物運送	直接 100.00%	役員の兼任	子会社の船舶設備資金の債務保証	1,828	-	-
子会社	NS UNITED TANKER PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 2,000,000	ケミカル船貸渡業等	直接 100.00%	役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	2,256	貸付金	7,806
							貸付金利息	164		
							担保資産の受入	2,119	-	-
子会社	NEW GRACE MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船舶設備資金の債務保証	1,752	-	-
子会社	AQUAMARINE OCEAN S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	-	貸付金	2,073
							貸付金利息	11		
							担保資産の受入	2,073	-	-
子会社	ENERGY21 SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	1,073	貸付金	954
							貸付金利息	7		
子会社	GLINT SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 2,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する船舶の貸付 役員の兼任	子会社への船舶設備資金の貸付	12	貸付金	1,195
							貸付金利息	8		

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の割合	関係内容	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	HIGHLAND MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	US\$ 1,000	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 担保資産の 受入	83 128 10,996	貸付金 -	18,252 -
子会社	KALEIDOSCOPE SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息 担保資産の 受入	- 17 1,221	貸付金 -	2,113 -
子会社	MAREA BUENA S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	7,127	-	-
子会社	NARCISSUS MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	3,150	-	-
子会社	ORCHIDEA MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	3,100	-	-
子会社	QUARK SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息	545 4	貸付金	1,096
子会社	RAINBOW QUEST SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	5,658	-	-
子会社	SALVIA MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,489	-	-
子会社	XANADU MARITIME S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	7,314	-	-
子会社	ZEPHYROS LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	10,357	-	-
子会社	ACACIA LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,250	-	-
子会社	BOND LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,496	-	-
子会社	DENEK LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息	533 5	貸付金	1,070
子会社	EMMA LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付金利息	533 5	貸付金	1,070

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職 業	議決権等 所有 割合	関係内容	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	GARDENIA LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付 貸付利息	1,483 7	貸付金	1,382
子会社	HOSEI SHIPPING S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 5	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社への 船舶設備資 金の貸付	1,934	貸付金	10,708
							貸付利息	78		
							子会社の船 舶設備資金 の債務保証 予約	25,627	-	-
						担保資産の 受入	726	-	-	
						資金の払戻	46	預り金	1,766	
子会社	KERRIA LINE S. A.	PANAMA CITY PANAMA	百万円 0.1	船舶貸渡業	直接 100.00%	当社に対する 船舶の貸付 役員の兼任	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	4,395	-	-
子会社	中央海運㈱	東京都 千代田区	百万円 10	ケミカル船 貸渡業	間接※1 100.00%	-	子会社の船 舶設備資金 の債務保証	1,281	-	-

- (注) 1. 議決権所有割合の※1はN Sユナイテッドタンカー㈱を通じ間接所有しております。
2. 債務保証は子会社の船舶建造資金借入金に対し当社が保証している債務であります。  
なお、外国子会社については、保証料は受領しておりません。
3. 貸付金は主として子会社の船舶建造資金であり、金利は市場金利を勘案し利率を決定して  
おります。なお、担保は受け入れておりません。
4. 担保資産の受入は船舶設備資金として子会社に転貸するために当社が借入れているシ  
ンジケートローンに係わるものです。
5. 資金の払戻は主として子会社が保有する船舶の管理に係る資金を払戻しているもので  
す。
6. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 255円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 11円36銭

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯浅敦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田純一郎	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSユニテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

NSユニテッド海運株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯浅敦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田純一郎	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成28年5月18日

NSユニテッド海運株式会社

代表取締役社長 小島 徹 殿

### NSユニテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 野 口 政 明 ㊟  
(社外監査役)  
監 査 役 坂 本 好 生 ㊟  
社外監査役 高 畑 尚 紀 ㊟  
社外監査役 三 谷 康 人 ㊟

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、連結業績に対する配当性向は概ね25%としています。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、942,734,680円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	お 小 ばた ちかおとる 徹 晶 (昭和26年8月19日)	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成9年6月 同社シドニー事務所所長 平成13年4月 同社関連会社鉄鋼事業グループリーダー 平成14年4月 同社関連会社部部长 平成15年4月 同社原料第二部長 平成16年6月 日鉄海運株式会社監査役 平成17年4月 新日本製鐵株式会社参与原料第二部長 平成17年6月 同社取締役原料第二部長 平成18年6月 同社執行役員原料第二部長 平成19年4月 同社執行役員 平成19年6月 日鉄海運株式会社取締役(非常勤) 平成21年4月 新日本製鐵株式会社常務執行役員 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年10月 当社取締役(非常勤) 平成23年4月 新日本製鐵株式会社取締役 平成23年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現)	198,000株
2	ひら まつ ひろし 宏 平 松 (昭和31年2月20日)	昭和53年4月 日本郵船株式会社入社 平成16年4月 同社企画グループ長 平成18年4月 同社経営委員 平成20年4月 同社常務経営委員 平成21年6月 同社取締役・常務経営委員 平成25年4月 同社取締役 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成27年6月 当社取締役専務執行役員(現) <担当> 経理グループ・油送船グループ・IR各担当	53,000株
3	すが わら たい 泰 菅 原 (昭和32年4月7日)	昭和55年4月 日邦汽船株式会社入社 平成15年6月 日鉄海運株式会社営業部長 平成16年6月 同社企画室長 平成19年6月 同社営業部長 平成21年6月 同社取締役営業部長 平成22年10月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員(現) <担当> 鉄鋼原料グループ担当	33,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	三浦和也 (昭和29年11月5日)	昭和50年10月 新和海運株式会社入社 平成19年7月 同社海技・安全管理グループ(部長) 平成22年10月 当社安全管理グループ部長(参与) 平成23年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員(現) ＜担当＞ 安全管理グループ担当	67,000株
5	矢口新 (昭和31年10月15日)	平成10年10月 新和海運株式会社入社 平成19年6月 同社油送船グループリーダー 平成22年10月 当社油送船グループリーダー 平成23年6月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員(現) ＜担当＞ 石炭グループ担当	22,000株
6	谷水一雄 (昭和33年12月19日)	昭和56年4月 住友金属工業株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成17年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社参与(原料第一部長委嘱) 平成26年4月 同社執行役員(原料第二部長委嘱) 平成27年4月 同社執行役員 平成27年6月 当社取締役(非常勤)(現) 平成28年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員(現)	一株
7	山真吾 (昭和33年8月22日)	昭和57年4月 新日本製鐵株式會社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成18年4月 同社大分製鐵所生産管理部部長 平成18年7月 同社大分製鐵所工程業務部長 平成21年4月 同社上海事務所長 平成24年10月 新日鐵住金株式会社物流部長 平成25年6月 同社物流部長兼日鉄住金物流株式会社取締役 平成26年6月 当社取締役(非常勤)(現) 平成27年4月 新日鐵住金株式会社参与物流部長兼日鉄住金物流株式会社取締役(現)	一株
8	※木下雅之 (昭和29年4月11日)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 平成16年4月 同社経営企画部長 平成19年4月 同社金属資源副本部長 平成20年4月 同社執行役員金属資源本部長 平成22年4月 同社常務執行役員金属資源本部長執行役員 平成23年4月 同社常務執行役員C I O兼C P O 平成23年6月 同社代表取締役常務執行役員C I O兼C P O 平成24年4月 同社代表取締役専務執行役員C I O兼C P O 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員C I O兼C P O 平成28年4月 同社取締役(現)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印を付した候補者は、新任候補者であります。
3. 取締役候補者谷水一雄氏、端山真吾氏及び木下雅之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の谷水一雄氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員を務められており、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識等を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。
5. 社外取締役候補者の谷水一雄氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
6. 社外取締役候補者の端山真吾氏は、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識等を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。
7. 社外取締役候補者の端山真吾氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
8. 社外取締役候補者の木下雅之氏は、三井物産株式会社の取締役を務められており、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識等を活かして当社の経営全般に有用な提言をいただくことを期待し、独立役員候補者いたしました。
9. 社外取締役候補者の木下雅之氏は平成28年6月21日をもって三井物産株式会社の取締役を退任され、同日をもって同社顧問に就任予定であります。
10. 社外取締役候補者の木下雅之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
11. 社外取締役候補者の谷水一雄氏及び端山真吾氏は、現在、当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって谷水一雄氏が1年、端山真吾氏が2年となります。
12. 社外取締役候補者の木下雅之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なかた よしふみ 中田 義文 (昭和34年3月19日)	昭和58年4月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成9年6月 同社大分製鉄所総務部労政・人事グループリーダー 平成13年7月 同社原料第二部鉍石第二・金属グループリーダー 平成15年7月 同社原料第一部原料需給グループリーダー 平成19年4月 同社原料第二部鉍石第一グループリーダー 平成21年4月 同社人事・労政部(部長) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社人事労政部上席主幹 平成26年6月 当社参与企画グループリーダー 平成26年6月 当社執行役員兼企画グループリーダー(現)	8,000株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

# NSユニテッド海運株式会社グループ 企業理念

## I 基本理念

NSユニテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

## II 経営理念

### 1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の企業価値を高めます。

### 2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

### 3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。

### 4 (人を育て活かす)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

## III 企業行動規範

1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の保護・管理を徹底します。

4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します。

5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。

6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。

7 各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。

8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2013年10月1日 制定

## NSユナイテッド海運グループ環境方針

- 1 私たちは、世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供する海運企業グループとして、全人類の共通財産である地球の環境保全に努め行動します。
- 2 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、汚染の予防に努めます。
- 3 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用される環境の法規制及びその他の要求事項を順守します。
- 4 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目的および環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実に達成するために、定期的に達成度のレビューを行います。
- 5 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユナイテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。
- 6 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器類、その他の製品および資材の環境負荷の低減を考慮した調達に努めます。
- 7 私たちは、NSユナイテッド海運グループ全体で、省エネルギー、省資源の推進を図ると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。
- 8 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2011年6月28日

NSユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長

**小島徹**

<MEMO>

A large rectangular area defined by a dashed border, intended for writing a memo. The area is empty and occupies most of the page below the header.

# 株主総会会場のご案内

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
経団連会館 4階 ダイヤモンドルーム



東京メトロ「大手町」駅下車 C2b出口直結  
なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



(※) ISO9001は船舶管理部門のみ取得しております。

